

令和5年2月14日

各幼稚園長  
各小・中・高等学校長  
広島中等教育学校長  
広島特別支援学校長

学校教育部長  
(健康教育課  
指導第一課  
指導第二課  
特別支援教育課)

### 卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方について（通知）

このことについて、文部科学省初等中等教育局長から通知がありました。

これを受け、令和5年1月31日付け通知「令和4年度卒園式・卒業式について」でお示した取扱いを一部変更しますので、下記及び別添「卒業式におけるマスクの取扱い等について」を踏まえ、卒業式の適切な実施に努めてください。

なお、令和5年3月31日までの年度内における卒業式以外の学校教育活動においては、従来どおり、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」や関連する通知を踏まえつつ、メリハリのあるマスクの着用をお願いします。

4月1日以降の新学期におけるマスクの着用の考え方に係る留意事項等については、改めて国から示される予定となっておりますので、今後、新たな情報が入りましたらお知らせします。

### 記

#### 卒業式におけるマスクの取扱い等

- 児童生徒及び教職員については、入退場、式辞・祝辞等、卒業証書授与、送辞・答辞の場面など、式典全体を通じてマスクを外すことを基本とする。  
ただし、国歌・校歌等の斉唱や合唱を行う時や、複数の児童生徒による、いわゆる「呼びかけ」を実施する時は、マスクの着用など一定の感染症対策を講じた上で実施する。
- 来賓や保護者等はマスクを着用するとともに、座席間に触れ合わない程度の距離を確保した上で、参加人数の制限は不要とする。
- 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、また、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにする。また、児童生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行う。

【担当】健康教育課：山根指導主事（504-2491）  
指導第一課：黒田主任指導主事（504-2486）  
指導第二課：石原指導主事（504-2487）  
今田指導主事（504-2704）  
特別支援教育課：生駒指導主事（504-2494）